

著作権法におけるバランスのとれたスリーステップテストの解釈に向けて

ベルヌ条約加盟国は、「特別の場合について・・・そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする」¹著作物の複製を認める権限を有することを確認するという当初の控えめなものから、いわゆる「スリーステップテスト」の範囲は、著作権及びそれに関連する権利の法の中で着実に拡大されてきた。国際的なレベルにおいて、それは、修正された形で TRIPS 協定²及び WIPO 条約³に取り込まれている。これらの協定や条約の下で、この「テスト」は、著作者の権利及びそれに関連する権利の全範囲に適用され、単に著作者の複製権にのみ適用されるものではない。これらの国際的な進展の結果として、そして、ある超国家的な立法⁴においてそれが採用されたことに対応して、この「テスト」も、現在、世界中の多くの国（管轄）における著作権及びそれに関連する権利に関する国内法に明らかに取り込まれている。ある国（管轄）では、それは、立法前の制約として機能するだけでなく、例外と制限の司法による解釈さえも決定づけている。

今日の急激に変化する技術的及び商業的な事情の中で、著作権及びそれに関連する権利の法における例外と制限の役割は、ますます検証されるようになってきている。そのような政策議論において、「スリーステップテスト」の要件と理解されているものは、しばしばその中心に置かれ、重視されている。しかしながら、その意味内容が不明確なままであり、意思決定の自由に対し望ましくない足枷として機能しかねない形で解釈されてきたため、この「テスト」の影響には問題がある。国際的なレベルにおける、この「テスト」の意味と範囲に関する今日までの唯一の詳細な分析は、アメリカ合衆国 1976 年著作権法第 110 条 5 項に関する決定における WTO パネルによるものである。⁵そのレポートにおける、パネルの TRIPS 協定第 13 条の解釈は、⁶明らかに経済的側面に焦点を当てるものであり、各加盟国が、保護される権利者の経済的利益と、これと対立する根本的に重要な公益とを調整する余地を極めて限定している。「スリーステップテスト」のこの解釈が政策選択を阻害する可能性は、国内裁判所においても明らかになってきている。⁷

¹ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 9 条 2 項

² TRIPS 協定 13 条

³ WIPO 著作権条約 10 条、WIPO 実演・レコード条約 16 条 2 項

⁴ 欧州共同体内において顕著である。以下のものを参照。コンピュータプログラムの法的保護に関する 1991 年 5 月 14 日付理事会指令 (91/250/EEC) 6 条 3 項；貸与権及び知的財産分野における著作権に関連する権利に関する 1992 年 11 月 19 日付理事会指令 (92/100/EEC) 10 条 3 項（同指令はその後（修正を経て）、指令 (2006/115) 10 条 3 項として確定された。）；データベースの保護に関する 1996 年 3 月 11 日付欧州議会及び理事会指令 (96/9/EC) 6 条 3 項；情報社会における著作権及び関連する権利の一定の側面のハーモナイゼーションに関する 2001 年 5 月 22 日付欧州議会及び理事会指令 (2001/29/EC) 5 条 5 項

⁵ 2000 年 6 月 15 日付 WTO パネルレポート、WT/DS160/R

⁶ 「加盟国は、排他的権利の制限又は例外を、作品の通常の利用を妨げず、かつ、その権利保有者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定するものとする。」(TRIPS 協定 13 条)

⁷ たとえば次の裁判例を参照。Mulholland Drive 事件、2006 年 2 月 28 日付フランス最高裁判所

「スリーステップテスト」の影響に関するこの制限的な理解の広がりには、いくつかの理由から問題がある。第一に、その結果、政策バランスが、立法府及び司法府が、社会、文化若しくは商業上の条件の変化又は技術の発展に対して柔軟かつ適切に対応することができないように、前もって固定されてしまうことである。第二に、法の策定者が、ある程度権利保有者の経済的利益と衝突する重要な利益（情報へのアクセスや競争の促進といった利益を含む。）を十分に考慮することが阻害されることである。第三に、経済的な権利を保有する者の利益に排他的に焦点を合わせるアプローチの下では、その利益とは分岐する可能性のある著作者又は実演家の利益が正しく考慮されない可能性があることである。さらに、立法府及び司法府に対する強力な制限であるとするスリーステップテストの支配的な理解は、レトリックとして相当の力を持っている。ある政策選択が、「スリーステップテストに抵触する」という理由から採用できない、という議論が非常によく聞かれる。そのような主張は、常に、かなり議論の余地のあるものである。特に、抽象度が高く、不正確な「スリーステップテスト」の本当の要件が、極めて不明確なままなのであるから。

このような背景事情に対して、マックスプランク知的財産研究所とロンドン大学クイーンメリー校法学部の共同研究プロジェクトにおいて、ヨーロッパの著作権法研究者らが一堂に会し、上記に概略を述べた問題について議論し、「スリーステップテスト」のよりバランスのとれた解釈の正当性を確認することによって、その問題の解決に資する宣言について意見の一致をみることができるかを検討した。

その結果生まれた宣言⁸は、立法府及び裁判所が、変化する商業的及び技術的な事情によって生まれる問題に対し、公平かつバランスの取れた方法で対処する権能を不当に制限することなく、著作者の権利に対する明らかに不合理な侵害を取り除く比較的柔軟な基準という、そもそもの役割を復元することだけを目的にしている。この宣言は、この「テスト」が不可分一体なものとして機能し、その結果として、ある一つの「ステップ」が、それが満たされないというだけで「スリーステップテスト」に合致しないという結論を直ちに導くほど決定的な要素としては機能し得ないということを強調している。

この宣言は、反著作権活動家によって作成された宣言書ではない。複数の異なる国（管轄）から

((2006) 37 I.I.C. 760) は、2005年4月22日付パリ控訴審判決の判断（(2006) 37 I.I.C. 112）を覆した。いくつかの事例においてはではあるが、裁判所は、この「テスト」をより柔軟に解釈している。たとえば、*Re the Supply of Photocopies of Newspaper Articles by Public Library* (Case I ZR 118/96) [2000] ECC 237 (BGH、ドイツ連邦最高裁判所) を参照。

⁸ Declaration on a Balanced Interpretation of the Three-Step Test in Copyright Law”, IIC 2008, 707; C. Geiger, J. Griffiths and R.M. Hilty, “Towards a Balanced Interpretation of the ‘Three-step test’ in Copyright Law” 2008 EIPR 489 参照。

選ばれた、著作権法及び著作権政策に各々が異なる見解を持っている著作権法研究者の間での慎重な議論に基づいて作成されている。同宣言は、著作権及びそれに関連する権利の法における「スリーステップテスト」に関し、一般に流布している、必要以上に制限的な解釈を是正するという限られた目的を持っている。この宣言は、ミュンヘンで開催された国際知財学会（ATRIP）の昨年の年次会議において発表され、その後、複数の異なる言語に翻訳され、発行されている。⁹この宣言が解決しようとしている問題は、必ずしも、その影響の点でヨーロッパ特有のものではなく、我々は、この宣言の日本語訳の発行が、現在日本で行われている著作権の例外及び制限の適正な範囲に関する活発な議論に対し重要な貢献をし得るよう願っている。この宣言が日本での議論に価値ある貢献ができるのであれば、我々は、バランスの取れた著作権法と著作権政策を追及していくことに関心を有する日本の仲間と協働し続けていくことを強く希望する。この点に関し、我々は、弁護士相山敬士氏及び弁護士石新智規氏が、この宣言の翻訳及びその日本における発行について重要な役割を果たしてくれたことにつき、両氏に対し、深く感謝の意を表す。

Christophe Geiger*

Jonathan Griffiths**

Reto M. Hilty***

⁹ オランダ(Auteurs-, Media- & Informatierecht (AMI) 2009, 8), ドイツ (GRUR International 2008, 822), in France (Propri. intell. 2008, 399), ベルギー(Auteurs et Médias 2008, 516), スペイン(Actas de derecho industrial y derecho de autor 2007-2008, Vol. 28, 1509), イタリア(Diritto informazione e informatica 2009, 159), ポルトガル (Direito da Sociedade da Informação), 及びブラジル (Revista Trimestral de Direito Civil July-September 2008, Vol. 35, 239) で翻訳されている。

* ストラスブール大学・国際工業所有権研究センター (CEIPI) 准教授兼理事 (フランス)

** ロンドン大学クイーンメリー校法学部上級講師 (英国)

*** マックスプランク知的財産法・競争法・税法研究所理事 (ミュンヘン)、チューリッヒ大学及びミュンヘン大学教授 (ドイツ)